

## パートナーシップ宣誓制度の取り扱いにかかる犯罪被害者等支援 各経済的支援要綱等改正案

### 1 改正理由

本市のファミリーシップ導入にあわせ、犯罪被害者等支援各種経済的支援制度の対象者を拡大するもの。

### 2 改正要綱等

- ・新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱
- ・新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱
- ・新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則

### 3 改正骨子

上記各制度の対象者に市が別に定めるファミリーシップの関係にある子又は親及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を追加する。

新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱等 新旧対照表

(新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱)

改正後（案）	現行	備考
<p>(略)</p> <p>第5条</p> <p>(1) 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは犯罪被害者とパートナーシップ宣誓（新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年3月12日制定）（以下「パートナーシップ要綱」という）第2条第2号に規定するパートナーシップ及び第2条第3号に規定する宣誓をいう。）を行った者</p> <p>(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（パートナーシップ要綱第2条第4号に規定する「ファミリーシップ」の関係にある子（養子を含む）又は親（養親及びその配偶者を含む。）を含む。以下同じ。）（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）（以下「生計維持家族」という。）</p> <p>(略)</p> <p>第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）があったとき。</p> <p>ただし、市長が支給対象として認め特段の理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(略)</p> <p>第5条</p> <p>(1) 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは犯罪被害者とパートナーシップ宣誓（新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年3月12日制定）第2条第2号に規定するパートナーシップ及び第2条第3号に規定する宣誓をいう。）を行った者</p> <p>(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持家族」という。）</p> <p>(略)</p> <p>第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。）があったとき。</p> <p>ただし、市長が支給対象として認め特段の理由がある場合は、この限りでない。</p>	

<p>(略)</p> <p>第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者は、新潟市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記第1号様式）及び犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）</p> <p>(5) 申請を行う者が犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（本市発行のパートナーシップ宣誓書受領証の写し等）</p> <p>(6) 申請を行う者が配偶者（婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）</p>	<p>(略)</p> <p>第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者は、新潟市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記第1号様式）及び犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）</p> <p>(5) 申請を行う者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（本市発行のパートナーシップ宣誓書受領証の写し等）</p> <p>(6) 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）</p>	
--	--	--

(新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱)

改正後 (案)	現行	備考
<p>(略)</p> <p>第3条 助成金の給付を受けることができる犯罪被害者の家族又は遺族は、犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 子 (市が別に定める「ファミリーシップ」の関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ)</p> <p>(5) 父母 (市が別に定める「ファミリーシップ」の関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ)</p> <p>(略)</p> <p>第6条の2</p> <p>(略)</p> <p>申請内容</p> <p>「カウンセリング費用の助成を遺族が申請するとき」</p> <p>(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した時において、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を認めることができる書類</p>	<p>(略)</p> <p>第3条 助成金の給付を受けることができる犯罪被害者の家族又は遺族は、犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 子</p> <p>(5) 父母</p> <p>(略)</p> <p>第6条の2</p> <p>(略)</p> <p>申請内容</p> <p>「カウンセリング費用の助成を遺族が申請」</p> <p>(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、パートナーシップの関係を認めることができる書類</p>	

<p>(略)</p> <p>申請内容</p> <p>「カウンセリング費用の助成を犯罪被害者又はその家族が申請するとき」</p> <p>(4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請を行う者が、犯罪被害者と犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者にあるときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を認めることができる書類</p>	<p>(略)</p> <p>申請内容</p> <p>「カウンセリング費用の助成を犯罪被害者又はその家族が申請するとき」</p> <p>(4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請を行う者が、犯罪被害者と犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者にあるときは、パートナーシップの関係を認めることができる書類</p>	
<p>(略)</p> <p>申請内容</p> <p>「転居費用の助成を遺族が申請するとき」</p> <p>(5) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(6) 申請者が、犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にある者であったときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を認めることができる書類</p>	<p>(略)</p> <p>申請内容</p> <p>「転居費用の助成を遺族が申請するとき」</p> <p>(5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(6) 申請者が、犯罪被害者とパートナーシップの関係にある者であったときは、パートナーシップの関係を認めることができる書類</p>	
<p>(略)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成をしないことができる。</p> <p>(1) 犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）があったとき。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成をしないことができる。</p> <p>(1) 犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。）があったとき。</p> <p>(略)</p>	

(新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則の一部改正)

改正後（案）	現行	備考
<p>(略)</p> <p>第3条 貸付けを受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 子（市が別に定める「ファミリーシップ」の関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ）</p> <p>(5) 父母（市が別に定める「ファミリーシップ」の関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ）</p> <p>(略)</p> <p>第7条</p> <p>(略)</p> <p>申請者 「遺族」</p> <p>(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した時において、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を認めることができる書類</p>	<p>(略)</p> <p>第3条 貸付けを受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 子</p> <p>(5) 父母</p> <p>(略)</p> <p>第7条</p> <p>(略)</p> <p>申請者 「遺族」</p> <p>(4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、パートナーシップの関係を認めることができる書類</p>	

<p>(略)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、貸付けをしないことができる。</p> <p>(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）があったとき。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、貸付けをしないことができる。</p> <p>(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。）があったとき。</p> <p>(略)</p>	
--	--	--

## 新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱（改正案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るための見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上、かつ、通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と、医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡又は重傷病を負った者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者またはその遺族をいう。

### （見舞金の種類、支給額及び支給対象者）

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところとする。

#### （1）遺族見舞金

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（第5条の規定による第1順位の遺族（当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第1項の規定による申請時において、本市に住所を有する者に限る。）をいう。）

#### （2）重傷病見舞金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第2項の規定による申請時において、本市に住所を有する者に限る。）

- 2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。
- 3 第1項各号に定める見舞金について、支給対象者が、やむを得ない理由により住民登録をせずに本市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「本市に住所を有している者」とみなすことができる。

(支給の調整)

第4条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為による重傷病により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、すでに支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

なお、他の地方公共団体において重傷病見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは犯罪被害者とパートナーシップ宣誓（新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年3月12日制定）（以下「パートナーシップ要綱」という）第2条第2号に規定するパートナーシップ及び第2条第3号に規定する宣誓をいう。）を行った者
  - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（パートナーシップ要綱第2条第4号に規定する「ファミリーシップ」の関係にある子（養子を含む）又は親（養親及びその配偶者を含む。）を含む。以下同じ。）（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）（以下「生計維持家族」という。）
  - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。
- ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。

(2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）があったとき。

ただし、市長が支給対象として認め特段の理由がある場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、新潟市暴力団排除条例（平成24年条例第61号）第2条第2号及び第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

#### （支給の申請）

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者は、新潟市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記第1号様式）及び犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

(2) 申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

(3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本、その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）

(5) 申請を行う者が犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（本市発行のパートナーシップ宣誓書受領証の写し等）

(6) 申請を行う者が配偶者（婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）

(7) 申請を行う者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）

(8) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、新潟市犯罪

被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（別記第3号様式）

(9) その他、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請を行う者は、新潟市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（別記第4号様式）及び犯罪被害申告書（重傷病見舞金）（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書

診断書は、犯罪行為により負傷し又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、病名を明記したものである。

ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものである。

(2) 申請を行う者が、当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

(3) 申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

(4) その他、市長が必要と認める書類

3 第1項又は第2項の申請を行う者がやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続きをすることができる。

（支給の申請期限）

第8条 前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から1年を経過したときは行うことができない。

なお、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受ける場合にあっては、死亡した日から1年を経過したときは、支給を受けることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、前条の申請をすることができる。

（支給の決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、新潟市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（別記第6号様式）又は新潟市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（別記第7号様式）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請を行った者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、新潟市犯罪被害者等見舞金支給請求書(別記第8号様式)により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次のいずれかに該当した場合は、第9条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、市長は、犯罪被害者等見舞金支給取消通知書(別記第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、同年4月1日以降に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病に適用する。

新潟市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者（支給対象者）住所（申請時）

新潟市 区

住所（犯罪行為発生時） 申請時に同じ

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 - -

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 亡くなる原因となった犯罪行為の内容

犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）

<加害者> 不明

住所：

フリガナ

氏名： （被害者との関係）

2 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

配偶者（事実婚・パートナーシップの関係を含む） 子※2 父母※2 孫※2 祖父母※2

兄弟姉妹

※1 配偶者以外の場合のみ～生計維持関係 あり なし

※2 ファミリーシップの関係を含む

3 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

他の地方公共団体から同種の見舞金を受給していません。（他の第1順位遺族を含む。）

死亡の原因となった犯罪行為が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、第1順位遺族と加害者は、親族関係（事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者を含む。）にありません。

当該犯罪行為において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

4 当該犯罪行為による重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）の受給の有無

なし あり 受給した地方公共団体名（ ）

受給額 ( 円)

5 見舞金の返還

- 見舞金の支給後に、新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱第 11 条第 1 項（支給決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第 12 条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

6 暴力団排除の誓約

- 犯罪被害者又は第 1 順位遺族は、新潟市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 61 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

申請者（支給対象者） 氏名 (署名)

代理申請者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって手続きをする場合のみ記載してください。）

〔 やむを得ない理由 〕

(代理申請者) 住 所

氏 名 (署名)  
生年月日 年 月 日生  
電 話 - -

申請者（支給対象者）との関係

添付書類

- 犯罪行為が行われたときにおいて、申請者が新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- 申請時において、申請者が本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本、その他の証明書

※以下は必要に応じて添付

- ・ 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるとき
  - その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- ・ 申請者が犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者であるとき
  - その事実を認めることができる書類（本市発行のパートナーシップ宣誓書受領証の写し等）
- ・ 申請者が配偶者（事実婚又はパートナーシップの関係を含む。）以外の者であるとき
  - 第 1 順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- ・ 申請者が生計維持遺族であり、第 1 順位遺族を決定する際に必要があるとき
  - 死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）
- ・ 第 1 順位遺族が 2 人以上いるとき
  - 新潟市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定通知申出書（様式第 3 号）
- その他、市長が必要と認める書類

注 1  のある欄は、該当する項目  のレ印を付してください。

2 申請者に代わって手続きを行う者は、上記書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

**犯 罪 被 害 申 告 書（遺族見舞金）**

1 犯罪被害者（犯罪行為が発生した当時）

住 所：

職 業（勤務先）：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪被害者が亡くなる原因となった犯罪行為の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等）

[ ]

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

見舞金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、新潟市が調査することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所 新潟市 区

氏 名 (署名)

代理申告者 住 所

(代理申請者) 氏 名 (署名)

申告者（申請者）との関係

※申告者がやむを得ない理由により署名できない場合のみ記載

新潟市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者（支給対象者）住所（申請時）

新潟市 区

住所（犯罪行為発生時）申請時に同じ

フリガナ  
氏 名  
生年月日 年 月 日生  
電 話 ー ー

重傷病見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為の内容

犯罪被害申告書（重傷病見舞金用）（別記第5号様式）

<加害者> 不明

住所：

フリガナ  
氏名： （被害者との関係）

2 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

他の地方公共団体から同種の見舞金を受給していません。

重傷病の原因となった犯罪行為が行われたとき、犯罪被害者と加害者は、親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係・パートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）にありません。

当該犯罪行為において、犯罪被害者の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

3 見舞金の返還

見舞金の支給後に、新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条第1項（支給決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

4 暴力団排除の誓約

- 犯罪被害者又は第1順位遺族は、新潟市暴力団排除条例（平成24年条例第61号）第2条第2号及び第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

申請者（支給対象者） 氏名

（署名）

代理申請者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって手続をする場合のみ記載してください。）

（やむを得ない理由）

（代理申請者）住 所  
氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 — —

氏 名 （署名）

申請者（支給対象者）との関係

添付書類

- 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書  
※犯罪行為により負傷し又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、病名を明記したもの。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したもの。
- 申請者が、重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- 申請者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- その他、市長が必要と認める書類

注1 のある欄は、該当する項目のレ印を付してください。

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

## 犯罪被害申告書（重傷病見舞金）

1 犯罪被害者（犯罪行為が発生した当時）

住 所：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪被害者が重傷病を負う原因となった犯罪行為の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等）

[ ]

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

- 見舞金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、新潟市が調査することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所 新潟市 区

氏 名 (署名)

代理申告者 住 所

(代理申請者) 氏 名 (署名)

申告者（申請者）との関係

※申告者がやむを得ない理由により署名できない場合のみ記載

## 新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市犯罪被害者等支援条例（令和4年新潟市条例第30号。以下「条例」という。）第14条及び第17条の規定により、犯罪被害者等に対する助成金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 犯罪行為 条例第2条第1項第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する行為（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）で、かつ、当該行為の事実が警察等関係機関への照会により確認することができるものをいう。

（2） 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 身体的な負傷又は疾病の場合 療養期間が1月以上で、かつ、入院期間が3日以上と医師に診断されたもの

イ 精神疾患の場合 療養期間が1月以上で、かつ、労務に服することができない期間が3日以上と医師に診断されたもの

（3） 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者及び重傷病を負った者をいう。

（4） 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。

(5) 助成金 第4条から第5条までの規定により支給する金銭をいう。

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(家族又は遺族の範囲)

第3条 助成金の給付を受けることができる犯罪被害者の家族又は遺族は、犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。

(1) 配偶者

(2) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(3) パートナーシップの関係（市が別に定める関係をいう。以下同じ。）にある者

(4) 子（市が別に定める「ファミリーシップ」の関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ）

(5) 父母（市が別に定める「ファミリーシップ」の関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ）

(6) 孫

(7) 祖父母

(8) 兄弟姉妹

(カウンセリング費用の助成)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、病院、診療所その他の医療機関の精神科若しくは心療内科等又はカウンセラーが所属する事業所において、心理的外傷その他深刻な精神的不調に対するカウンセリング（医療保険の適用を受けることができない外来によるものに限る。以下同じ。）を受けた場合は、それに要した費用（以下「カウンセリング費用」という。）を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪行為に起因して生じていること。

(2) 申請を行う時において本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得

ない理由により本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者（以下「市内居住者」という。）である者

(3) 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

ア 犯罪行為により死亡した者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又はその家族

2 前項の規定による助成の額は、犯罪被害者等が受けたカウンセリングに要した費用の実費額に対し、一の犯罪行為による被害につき、全ての犯罪被害者等を通じて15万円を限度とする。

3 第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより行われたものでなければならない。

(転居費用の助成)

第5条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪行為が発生した時において居住していた住居（以下「従前の住居」という。）から転居した場合は、それに要した費用（以下「転居費用」という。）を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 次に掲げるもののいずれかに該当し、従前の住居に居住することが困難になったと認められる者

ア 従前の住居又はその付近において当該犯罪行為が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

イ 当該犯罪行為により従前の住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

ウ 二次的被害若しくは再被害を受けた者又は受ける恐れのある者

エ 当該犯罪行為による犯罪被害者の死亡又は傷病、後遺障害等により、従前の住居における生活を維持することが困難になった者

(2) 犯罪行為が発生した時において市内居住者である者

(3) 次に掲げるもののいずれかに該当する者

ア 犯罪行為が発生した時において、当該犯罪行為により死亡した者と同居していた遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

2 前項の規定による助成の額は、犯罪被害者等が従前の住居からの転居に要した費用の実費額に対し、一の犯罪行為による被害につき、20万円を限度とする。

3 第1項の規定による助成の対象となる転居の回数は、一の犯罪行為による被害につき、1回までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる転居費用は、引越事業者又は不動産事業者等に支払ったものであって、次に掲げるものとする。

(1) 転居に係る運送費用並びに荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用

(2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

(3) その他市長が必要と認めるもの

(助成の申請)

第6条 助成の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号に規定する新潟市犯罪被害者等助成金交付申請書及び別記様式第2号に規定する犯罪被害申告書により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

2 前項の申請書には、第4条第1項又は第5条第1項に規定する費用の支払いを証する領収書その他の支払い費用の内容を証明することができる書類及び次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

申請内容	添付書類
<p>カウンセリング費用の助成を遺族が申請するとき</p>	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類</p> <p>(3) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類</p> <p>(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した時において、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を認めることができる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>カウンセリング費用の助成を犯罪被害者又はその家族が申請するとき</p>	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合は、戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類</p> <p>(3) 犯罪被害者が負った犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書</p>

	<p>(4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請を行う者が、犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にある者であるときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を認めることができる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>転居費用の助成を遺族が申請するとき</p>	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 住民票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、犯罪被害者と同居していたことを証する書類</p> <p>(3) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類</p> <p>(4) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類</p> <p>(5) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p>

	<p>(6) 申請者が、犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にある者であったときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を認めることができる書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>転居費用に係る助成の申請を犯罪被害者が行うとき</p>	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 犯罪被害者が負った犯罪行為による負傷又は疾病が重病に該当することを証する医師の診断書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>

3 前項の添付書類は、市長がその提出を不要と認める場合は、これを省略することができる。

(助成の申請期限)

第7条 前条の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1) 第4条に規定するカウンセリング費用の助成の申請 犯罪行為が発生した日から3年

(2) 第5条に規定する転居費用の助成の申請 犯罪行為が発生した日から1年

2 前項の申請期限までに申請を行わなかった場合において、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、これを行うことができる。

(助成の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、助成を行う旨又は助成を行わない旨を決定し、別記様式第3号に規定する新潟市犯罪

被害者等助成金交付決定（却下）通知書（により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。
- 3 前項の規定は、助成の決定後においても適用することができる。

（助成金の請求）

第9条 前条第1項に規定する助成の決定通知を受けた者は、別記様式第4号に規定する新潟市犯罪被害者等助成金交付請求書により、当該助成金を請求するものとする。

（助成の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成をしないことができる。

- （1） 犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）があったとき。
- （2） 犯罪被害者又は申請者が、犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は申請を行う者にも、その責に帰すべき行為があったとき。
- （3） 犯罪被害者又は申請者が、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に定める暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）並びに同条第2号に定める暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。
- （4） 犯罪被害者又は申請者が、同一の犯罪行為による被害につき、他の地方公共団体からこの助成と同種の助成金を受けたとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成をすることが社会通念上適切でないとき。

(助成の取消し)

第11条 市長は、第8条第1項の規定による助成の決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該助成を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が助成を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行う場合は、別記様式第5号による犯罪被害者等助成金取消通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による取消しを行ったときは、申請者に直ちに助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為について適用する。

新潟市犯罪被害者等助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（申請時）

住所（犯罪行為発生時） 申請時に同じ

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 ー ー

新潟市犯罪被害者等助成金の交付を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 助成の種類

カウンセリング費用の助成（第4条関係）

転居費用の助成（第5条関係）

2 助成金の額

円

3 犯罪被害者及び犯罪行為の内容

犯罪被害申告書（別記様式第2号）のとおり

4 助成に関する確認事項

犯罪行為が行われた時、犯罪被害者と加害者、又は、申請者と加害者は、親族関係（**事実上の婚姻又は養子縁組関係・パートナーシップ又はファミリーシップ**の関係を含む。）にありません。

当該犯罪行為において、犯罪被害者又は申請者の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

（遺族又は家族が申請を行うとき）

助成を受けることができる他の者との調整が必要となる場合は、申請者の責任において解決します。

5 暴力団排除の誓約

- 犯罪被害者又は申請者は、新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 3 号に定める暴力団員及び同条第 2 号に定める暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

6 助成金の返還

- 助成を受けた後に、新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱第 11 条（助成の取消し）の規定により取消しを受けた場合、同要綱第 12 条の規定に基づき、助成金を直ちに返還することに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

申請者 氏名 (署名)

- ※ 本申請書には犯罪被害申告書（別記様式第 2 号）のほか、新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱第 6 条第 2 項に規定する書類を添えて提出してください。

犯 罪 被 害 申 告 書

1 犯罪被害者（犯罪行為が発生した当時）

住 所：

職 業（勤務先）：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪行為の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等）

[ ]

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

- 犯罪被害者等助成金の交付の決定に必要な警察等関係機関が保有する  
犯罪被害者等の個人情報について、新潟市が調査することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所

氏 名 (署名)

## 新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則（改正案）

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市犯罪被害者等支援条例（令和4年新潟市条例第30号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定による貸付け（以下「貸付け」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- （2） 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病で、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 身体的な負傷又は疾病の場合 療養期間が1月以上で、かつ、入院期間が3日以上と医師に診断されたもの
  - イ 精神疾患の場合 療養期間が1月以上で、かつ、労務に服することができない期間が3日以上と医師に診断されたもの
- （3） 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者及び重傷病を負った者をいう。

（遺族の範囲）

第3条 貸付けを受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。

- （1） 配偶者
- （2） 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- （3） パートナーシップの関係（市が別に定める関係をいう。以下同じ。）にある者
- （4） 子（市が別に定める「ファミリーシップ」の関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ）

(5) 父母（市が別に定める「ファミリーシップ」の関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ）

(6) 孫

(7) 祖父母

(8) 兄弟姉妹

（貸付けを受けることができる者）

第4条 貸付けを受けることができる者は、次に定める者であって第7条第1項の規定による申請を行う時において市内居住者（未成年者を除き、本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されずに本市に居住している者をいう。第7条において同じ。）であるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 犯罪行為（当該犯罪行為の事実が警察等関係機関への照会により確認することができるものに限る。イにおいて同じ。）により死亡した犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

(2) 法第4条の規定により犯罪被害者等給付金の支給を受けることができる者であるときは、公安委員会に犯罪被害者等給付金の支援にかかる裁定の申請をし、又はしようとするもの

2 市長は、同一の犯罪行為による被害につき、既に貸付けを行ったとき、又は他に貸付けを行った者がいるときは、重ねて貸付けを行わないものとする。

（貸付金の限度額）

第5条 貸付金の額は、一の犯罪行為による被害につき、1万円を単位として、50万円を限度とする。

（貸付けの条件等）

第6条 貸付けの条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利息 無利子

(2) 償還期間 貸付を行った日の属する月の翌月から起算して6月の据置期間経過後、50月以内

2 市長は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）がやむを得ない理由により貸付金の償還が困難となったと認められる場合は、償還の期限を延長することができる。

（貸付けの申請）

第7条 貸付けの申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金借入申請書に、別記様式第2号に規定する犯罪被害申告書のほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

申請者	添付書類
遺族	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請を行う時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類</p> <p>(3) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類</p> <p>(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した時において、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類</p> <p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を認めることができる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

犯罪被害者	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時に おいて、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医 師の診断書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
-------	--

2 前項の添付書類は、市長がその提出を不要と認める場合は、これを省略することができ  
きる。

3 市長は、貸付けに必要な条件等に関し、インターネットの利用その他の方法により周  
知に努めるとともに、申請者に対し貸付けに必要な指導又は助言を行うものとする。

(貸付けの申請期限)

第8条 前条の申請は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる期限ま  
でに行わなければならない。

(1) 犯罪被害者 犯罪行為が発生した日から1年

(2) 犯罪被害者の遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した日から1年

2 前項の申請期限までに申請を行わなかった場合において、当該犯罪行為の加害者によ  
り身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により申請ができ  
なかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、これを行うことができ  
る。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があつた場合には、速やかに審査の上、  
貸付けの適否を決定し、別記様式第3号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金にかかる  
審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付金の貸付け)

第10条 前条に規定する通知により貸付けの決定を受けた者は、別記様式第4号に規定  
する新潟市犯罪被害者等貸付金借用書を市長に提出して、貸付けを受けるものとする。

(貸付けの制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、貸付けをしないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）があったとき。

(2) 犯罪被害者又は申請者が、犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は申請者にも、その責に帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は申請者が、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に定める暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）並びに同条第2号に定める暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(4) 犯罪被害者又は申請者が、同一の犯罪行為による被害につき、他の地方公共団体からこの貸付けと同種の貸付金を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、貸付けをすることが社会通念上適切でない認められるとき。

(貸付けの取消し)

第12条 市長は、第9条の規定による貸付けの決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該貸付けを取り消すことができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

(3) その他市長が貸付けを不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行う場合は、別記様式第5号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金取消通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による取消しを行ったときは、借受人に直ちに貸付金の全部について返還を命ずるものとする。

(償還方法の変更)

第14条 借受人は、償還方法の変更を希望する場合は、別記様式第6号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金償還方法変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査の上、償還方法の変更の適否を決定し、別記様式第7号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金償還方法変更にかかる審査結果通知書により借受人に通知するものとする。

(借受人に関する事項の変更の届出)

第15条 借受人は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、別記様式第8号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金借入申込事項変更届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) 世帯構成

(5) 勤務先

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為について適用する。

別記様式第1号（第7条関係）

新潟市犯罪被害者等貸付金借入申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

ふりがな  
申請者氏名 \_\_\_\_\_（署名）

新潟市犯罪被害者等貸付金の貸付けを受けたいので、新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則第7条の規定により、下記のとおり申請します。

申 込 金 額	万円	希望する 償還方法	年 月 日から 年 月 日までの間 に、毎月 日限り金 円 ずつ（ 回払い）		
借 入 理 由					
犯罪被害者及び 犯罪行為の内容	犯罪被害申告書（別記様式第2号）のとおり				
申 請 者	住 所				
	電話番号				
	生年月日	年 月 日	被害者との関係（続柄）		
	勤務先	所在地			
名 称			電話番号		
申 請 者 の 世 帯 員	氏 名	生年月日		関係（続柄）	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

○ 貸付けに関する確認事項

- 犯罪行為が行われた時、犯罪被害者と加害者、又は、申請者と加害者は、親族関係（**事実上の婚姻又は養子縁組関係・パートナーシップ又はファミリーシップの関係**を含む。）にありません。
- 当該犯罪行為において、犯罪被害者又は申請者の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

（遺族が申請を行うとき）

- 貸付けを受けることができる他の遺族との調整が必要となる場合は、申請者の責任において解決します。

○ 暴力団排除の誓約

- 犯罪被害者又は申請者は、新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 3 号に定める暴力団員及び同条第 2 号に定める暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

○ 貸付金の返還

- 資金の貸付け後に、新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則第 12 条（貸付けの取消し）の規定により取消しを受けた場合、同規則第 13 条の規定に基づき、貸付金を直ちに返還することに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

申請者 氏名

（署名）

添付書類  住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が、申請を行う時において、市内居住者であることを証する書類

【遺族が申請を行うとき】

- 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類
- 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
- 申請者が、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した時において、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類
- 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、パートナーシップ又はファミリーシップの関係を確認することができる書類

【犯罪被害者が申請を行うとき】

- 犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書

別記様式第2号（第7条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

1 犯罪被害者（犯罪行為が発生した当時）

住 所：

職 業（勤務先）：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪行為の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等）

( )

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

資金の貸付けに必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、新潟市が調査することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所 新潟市 区

氏 名 (署名)

新潟市犯罪被害者等貸付金借用書

年 月 日

（宛先）新潟市長

借用金額 \_\_\_\_\_ 円

上記の金額を次の借入条件及び特約条項を承諾の上、借用します。

については、新潟市犯罪被害者等支援条例及び新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則の条項を守り、次のとおり償還します。

借入条件

- 1 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 償還方法 年 月 日から 年 月 日までの  
月間に、毎月 日限り金 円ずつ 回  
払い
- 3 振込先口座  
金融機関・本支店名  
種別  
口座番号  
口座名義人

（借受人）

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_（署名） 印

## 特 約 条 項

- 1 借受人は、次の各号のいずれかの事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 氏名又は住所等借入申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
  - (2) 借受人が破産手続開始の決定又は強制執行、仮差押え若しくは仮処分を受けたとき。
  
- 2 借受人は、次のいずれかに該当し貸付けの取消しを受けたときは、貸付金の全部を返還しなければならない。
  - (1) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係があったとき。
  - (2) 犯罪被害者又は申請者が、犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は申請者にも、その責に帰すべき行為があったとき。
  - (3) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員並びに暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。
  - (4) 犯罪被害者と加害者との関係その他の事情から判断して、貸付けをすることが社会通念上適切でないときと認められるとき。
  - (5) 偽りその他不正の手段により貸付けを受けたときと認められるとき。
  - (6) その他市長が貸付けを不相当と認めたとき。
  
- 3 借受人は、この借入金の一部又は全部を繰上償還することができる。
  
- 4 市長は、この借入金の償還が滞ったときは、借入金の回収に関し必要な範囲で、借受人の預貯金、有価証券その他の財産に関する情報について関係機関への照会を行うことができる。
  
- 5 この契約に関し本市と借受人との間で調停又は訴訟の必要が生じたときは、本市の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

私は、上記特約条項を確認のうえ同意いたします。

年 月 日

氏名

(署名)

新潟市犯罪被害者等貸付金償還方法変更申請書

借受人氏名		借入金額	金	円
借入年月日	年 月 日			
現償還方法	年 月 日から 年 月 日までの 月間 毎月 日限り金 円ずつ 回払い			
既償還額	合計金 円			
未償還額	合計金 円			
希望する償還方法	<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの 月間 毎月 日限り金 円ずつ 回払い <input type="checkbox"/> その他の方法 ( )			
申請理由				

上記のとおり、償還方法の変更を申請します。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

(借受人)

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ (署名)

電話番号 \_\_\_\_\_

別記様式第8号（第15条関係）

新潟市犯罪被害者等貸付金借入申込事項変更届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

私は、新潟市犯罪被害者等貸付金を借用中のところ、年 月 日付け  
で以下のとおり変更が生じたので、届け出ます。

（借受人）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_（署名）

電話番号 \_\_\_\_\_

借受人氏名		借用年月日	年 月 日
借用金額	合計金 円	償還期間	年 月 日 まで 月
変更事項	<input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 世帯構成 <input type="checkbox"/> 勤務先		
内 容	変更前		
	変更後		
備 考			